

白鳥ヨリ

従業員ノ為メニ例ヘ一決定ニテ之可ナレハ此ノ際物價騰貴
ニヨル價上ケヲ漸行セシメ度ト嘆願セルニ
梅本支配人ノレニ對シ従業員ノ賃金ニツイテハ當方ニ於テ
モ十分研究シツハアル際テ何程何程ノ賃上ケヲ実行スルカ
返答ハ出来ナイカ價上ケスル事ハ事實テアルカ其ノ旨從
従業員ニ傳ハラレ度ト返答アリ
白鳥ハ右ニツキ工場主側ノ誠意アル点ヲ諒シ更ニ嘆願ノ條
果次ノ條件ニテ一切ヲ梅本支配人ニ一任スル事トシ内滿解
決セリ

(1) 工場主側ハ近ク従業員全部ニ對シ物價騰貴ニヨル賃金
ノ價上ケヲ行フコト
(2) 賃金價上ケヲ行フ時機至ニ價上ケノ率ハ工場主側ノ自
由ナル事

(1) 現在支給シツハアル物價手當ハ賃上ケ後モ支給スル事
右及申(通)報候也